

様 ( 1 )  
( 送付先 )

事務所長

公共用地の取得の予定に関する証明書

埼玉県が施行する公共事業に係る公共用地の取得の予定について、下記 ( 1、 2 を除く ) に記載した事実に相違ないことを証明します。

記

- 1 土地等の権利者の住所及び氏名又は名称  
住所： \_\_\_\_\_  
氏名又は名称： \_\_\_\_\_
- 2 使用目的 ( 手続名 )、建物等を移転しようとしている予定の土地の所在地及び提出先  
使用目的 ( 手続名 ) ( 2 )： 農用地区域除外申出  
建物等を移転しようとしている予定の土地の所在地 ( 3 )： \_\_\_\_\_  
提出先 ( 4 )： \_\_\_\_\_
- 3 事業名及び事業施行の基礎となった根拠法令等  
事業名： \_\_\_\_\_ 地内 \_\_\_\_\_ 工事  
事業施行の基礎となった根拠法令等 ( 5 )： \_\_\_\_\_

4 公共事業により取得予定の土地 ( 6 )

| 所在地 | 現況地目 | 取得地積 ( 実測 : m <sup>2</sup> ) | 権利の種類 | 備考 |
|-----|------|------------------------------|-------|----|
|     |      |                              |       |    |
|     |      |                              |       |    |

( 参考 ) 全体敷地面積 ( 公簿 ) \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

5 移転補償の対象となる予定の建物等 ( 7 8 )

所在地： \_\_\_\_\_  
配置図：別紙のとおり

| 種類 ( 構造・階層・用途 ) | 延床面積 | 認定工法 | 備考 |
|-----------------|------|------|----|
|                 |      |      |    |
|                 |      |      |    |
|                 |      |      |    |

注) 「認定工法」は補償上の想定であり、現実の移転方法と異なる場合があります。また、補償契約の締結時までに変更される可能性があります。

6 留意事項

この証明書は、補償契約を締結する予定があることを証明するものであり、契約はまだ確定していません。

また、使用目的の実現を約束するものではなく、あなたが行う移転の内容が法令等に適合することを証明するものでもありません。したがって、提出先から移転の内容について説明を求められた場合は、あなたが自ら行う必要があります。

## 別記様式 2 - 2 記載要領

- 1 宛先は、証明願の申請者を記載する。  
送付先の欄は、記 2 の提出先に直接送付する場合に使用するものとし、本人に交付する場合は削除する。
- 2 「使用目的（手続名）」は、証明願記 1 に記載された「使用目的（手続名）」を記載する。
- 3 「建物等を移転しようとしている予定の土地の所在地」は、証明願記 1 に記載された「建物等を移転しようとしている予定の土地の所在地」を記載する。
- 4 「提出先」は、証明願記 3 に記載された「提出先」を記載する。
- 5 「事業施行の基礎となった根拠法令等」は、「道路法」、「河川法」等の根拠法令を記載する。なお、土地収用法による事業の認定又は都市計画法による都市計画事業の認可を受けた場合にあっては、当該認定又は認可のあった年月日及び告示番号を併記する。
- 6 「公共事業により取得予定の土地」の「所在地」は、市町村名から地番までを記載する。  
「権利の種類」は、記 1 の者が、記 5 の建物等が存する土地の土地所有者と同じ場合は「所有権」と記載、異なる借地権者等であった場合は、権利消滅に関する契約書に掲げる権利の種類を記載する。  
「（参考）全体敷地面積（公簿）」は、証明が必要な建物等の敷地である一団の土地（取得等予定の土地を含む）の登記簿面積を記載する。
- 7 「移転補償の対象となる予定の建物等」の「所在地」は、市町村名から地番までを記載する。原則として、証明書の提出を必要とする手続に係る建物等に限って記載する。  
「種類（構造・階層・用途）」には、構造（木造など）、階層（2 階建など）用途（専用住宅など）をすべて記載する。
- 8 物件調書に添付した配置図の写し等を添付する。

### ○留意事項

記 1 ～ 3 については必ず記載するものとし、特に使用目的の欄については、空欄としないこと。記 4 及び記 5 について証明を要しない場合は、空欄とせず、二重線を付す等、証明書が加筆訂正されないようにすること。

公共用地の使用にかかる証明書を発行する場合、様式中の「取得」を「使用」と書き換えること。